千歳川放水路計画中止と代替案の検討

検討委員会はどのように機能したか

くまき・ひろひと 細北海道自然保護協会常務 理事 社会問題研究所主宰(市民 位気同域研究所主等(P氏) の視点から社会問題を分析) 元北海道電力株式会社動務 (全道の水・火力発電所の 計画・運用担当) 第二種電気主任技術者

熊 大 木

その答申を受けて、北海道開発局と北海道庁が

た。 委員会の運営は容易なものではなか を見た。

にしたい。 言の意味するところを、経過報告と併せて明らか に有害な役割を果たした河川工学(担当委員)の発 これらの委員会の議論を通して思ったこと、 特

(注)委員会の人選は行政の裁量によるもので、 学識者から選ばれている。

非協力的な河川工学 河川工学の果たした有害な役割

回委員会)されたとき、非協力的な二人の河川工 域治水対策検討委員会)が、初めて公開 結論から言えば、それは千歳川放水路計画を推 非公開で開催されていた山田委員会(千歳川流 (担当委員)の発言を聞いて仰天した。 (第十一

進したい河川行政への追従と、それに伴う代替案

○○の河道を四、

○○○m短縮するのに合わせた

じめ E

は

より頓挫した。 計画は、自然保護・市民団体や漁業組合の反対に 石狩川の治水計画のひとつである千歳川放水路

の中止を決定した。 川流域治水対策検討委員会」が千歳川放水路計画 断を預けたが、知事の私的諮問機関である「干歳 事業主体である北海道開発局は、 北海道庁に判

強化(遊水地併用)案―が承認され、一応の決着 長から提案された「委員会の結論(案)」―堤防 全体計画検討委員会」が代替案の検討を重ね、 事務局となって立ち上げた「千歳川流域治水対策 十九回委員会(二月五日開催)において小林委員 第 極めて当然のことであった。 界条件ということだ」と応える。これらは答えと つはずもない。委員長が拡大会議を提案したのは、 言える様な代物ではない。 河川工学がこのような態度では委員会は成り立

と頼んだとき「境界条件とは(少し間をおく)境

で境界条件の意味を分かりやすく説明して欲しい」 に計算できる」と答えたが、委員長が「素人なの もう一人の河川工学は「境界条件が分かれば簡単

千歳川の流下能力の計算データ

でそのデータを提出することは無かった。 る極めて重要なものであるが、河川工学は最後ま このデータは、流域の遊水地規模設定にかかわ

と説明している。 能力が増大するため、 の計画水位(上限水位)を高く設定すれば、 タを提示、「堤防の強化、嵩上げによって千歳川 民団体との意見交換会において、熊木が試算デー 域治水対策全体計画検討委員会)と自然保護・ このデータについては、小林委員会(千歳川流 遊水地の規模を縮小できる」

石狩川の河口部ショートカットの効果

m下がる事が分かった。 五十五㎝という数字は、 山田委員会で手に入れた開発局のデータによっ 河口部ショートカットによる千歳川合流点水 河道を五十五㎝切り下げることにより、一 河床勾配が一/七、 五.

潰しにつきる。

たとえば、委員長から代替案についての考えを

ない」と応える。

また、千歳川の流下能力について聞かれると、

聞かれると「千歳川放水路計画以外は思い浮かば

38

委員会の結論

- ① 先の委員会において検討すべきとされていた合流点対策案については、江別市 のまちづくりや内水面漁業、農業への影響等、社会的要因・環境要因に大きな課 題を抱えており、合意形成の観点から難しいと考える。
- ② 新遠浅川案は、流域外への洪水処理の負担量や、漁業、自然環境への影響等、 社会的要因・環境要因に係る課題が千載川放水路計画に比べて大きく改善されて おり、また、他の代替案に比べ、内水や超過洪水対応を含めた治水効果が最も優 れていることから、流域の将来をも考えた河川の全体計画としては、これを選択 することが望ましい。

しかしながら、漁業関係者や自然環境保護団体等の関係者に対し、十分な説得 材料を提示するには至らなかった。したがって、これら関係者の早期の合意は困 難であり、実行可能性や完成までの効果の発現等を考えれば、現時点で取り得る 対策とは言えない。

③ 一方、堤防強化(遊水地併用)案は、他の代替案に比べて内水被害の軽減効果 が小さい等、治水効果に係る課題や、これに対する千歳川流域関係者の理解とい う観点での課題を抱えているが、他の代替案に比べて漁業影響や自然環境への影 癖が小さい。

また、千歳川においては、現況堤防が貧弱な状態ながら現に高いために、抜本 的な治水対策が実施できなければ、将来とも洪水時には水位が上がって危険な状 況が継続するという改修経緯、特殊事情を抱えている。

これらを考慮し、現時点で実行可能で早期に着手できる治水対策を決定すると すれば、高い水位に耐えられるよう現況堤防の強化を図り、現況よりも順次安全 度を高めていける対策である堤防強化(遊水地併用)案を選択すべきと考える。

- ④ 千歳川流域の内水対策については、堤防強化(遊水地併用)案による外水対策 を前提とし、内水調整池の整備や内水ポンプの増強等、具体の対策を早期に実施 できるよう、国、道、地元自治体等、流域内の関係機関が各々の役割分担のもと に強く連携し、協議の場を設置する等して、総合的かつ精力的に取り組んでいく べきである。
- (5) 河川審議会の中間答申も踏まえ、治水安全度1/100の外水対策に併せ、整備 途上においてや超過洪水に対して、流域内で洪水被害を最小にするため、情報伝 達体制や避難計画等の整備、水害に強い土地利用等、千歳川流域の特性に応じた 適切な流域対策について、さらに検討、充実させていくべきである。

藤間、出村委員は山田委員会委員を歴任〉 〈資料 2

千歳川流域治水対策全体計画検討委員会委員名簿

氏	名		所	属		等		専門	分野
小林 好宏	委員長	札	幌	大	学	教	授	経	済
藤間 聡	副委員長	室	蘭工	業大	学	教	授	河川	工学
荒木 和秋	委 員	酪	農学	園大	学	教	授	農	業
小川 巌	委 員	ェ	コ・ネ	ットワ・	- ク	代	表	環	境
黒木 幹男	委 員	北	海	道大	学	助	效授	河川	工学
佐藤 馨一	委員	北	海	道大	学	教	授	地域	計画
出村 克彦	委員	北	海	道大	学	教	授	農	業
三田地利之	委 員	北	海	道大	学	教	授	地盤	江学
山内 晧平	委 員	北	海 :	道大	学	教	授	水	産

いてその理論的根拠を説明したが、河川工学から 河床勾配を同じにするということである。 これについては、小林委員会の意見交換会に 河口の河床高を現計画に合わせ、 「河道の切り下げをしない 「効果はな いしと お が傍聴していた。 自治体の河川担当者、 という真っ赤な嘘の発言をした。 特に若い人たちへの悪影響が心配であっ 公開の場で、土木関係のコンサルタント、 若い研究者、様々な人たち

地方

後の話の内容から判断して、余裕高との混同では

前

あり得ない。

の反論はなかった。

山田委員会では、

河川工学が

うな指導をしているのであろうか。 の河川工学は学生にどのような講義をし、どのよ 山田委員長は、真っ赤な嘘の発言であっても、 工学担当委員の発言であるため、 採用せざる た。 ح

誤ったのであろう。

これらはすべて、

代替案潰しに走りすぎて道を

するのだが、生兵法は怪我のもとで、開発局と同

開発局なら、必ず「言い訳のできる言い方」

を

夕によって確認できたので、

という条件下での話だった。

あとから手に入れた開発局の

シデー

改めて「河道の五十

説明したが、それは

ものである。

言い替えれば、

河川工学は「効果がないという説明済みである」 畑切り下げた場合の検討」を申し入れたところ、

以上には出来ない」という嘘の発言もあった。 「河川法や技術基準によって、 て

を得なかったと思われる。 堤防の嵩上げについ

堤防の高さを今

北海道開発局からの提案〉

〈資料 3

○1/100計画規模の洪水が流れても旧計画水位を上回らな いことを目標とし、当該水位に対して安全な堤防となるよ う現況堤防の強化を図る。

「水位を下げないで行う対策」について

○実施内容

- ・千歳川の低水路幅を60mとするための拡幅・浚渫
- ・千歳川遊水地の建設(面積の目安として18㎢を上回らな い規模)
- 旧計画水位に対応した堤防強化
- 石狩川からの逆流防止を目的とした締切水門の建設
- ○遊水地の設置により、1/100計画規模の洪水が流れても、 放水路計画以前の旧計画水位より低く抑える。
- ○堤防強化に際しては、基盤が軟弱であることから大改修と なるが、軟弱な地盤の基礎処理等により、できる限り現況 堤防を活かして実施。
- ○この対策の結果として、石狩川の計画ピーク流量は増大し ない。
- ○合流点対策や新遠浅川方式等の「水位低下が図れる対策」

じように発言したつもりでも、 嘘になってしまうのである。

こうした発言は全く無い。

開発局は「バック堤」を検討しているが 微妙にちがってお

単なる被害の転嫁であり、 げになった。 をすべて否定する考えが復活し、 流域外の人たちを犠牲にするミニ放水路計画は、 (注)遊水地十八屋については了解している。 社会の不安定要因を惹 真摯な検討の妨

の補足説明を追加した。 起させるものである。 山田委員長は、答申をまとめるにあたって、 次

委員の意見が一致しなかったので、

止むを得ず

に比べ、外水面・内水面ともに課題がある。

山田委員長の苦心の答申

ることを願っていた。 山田委員長は、 一日でも早く治水対策が進展す

残したために、

大きな理由のひとつは「自分たちの犠牲を少なく

千歳川流域の自治体が、流域外対策を希望する

害な役割

ミニ放水路計画

(新遠浅川案)

の果たした有

したい」と言うものである。

山田委員会がミニ放水路計画(新遠浅川案)を

自己流域内の治水対策(代替案)

な検討事項とする」とし、

両論併記ではなく優先

著しい効果を果たさないと判断された段階で新た ミニ放水路計画を残したこと、それは「他の案が

> である。 ないよう、 水路計画) 順位が明記されていること、流域外対策(ミニ放 が将来の治水対策の進展の妨げになら 知事に特別の配慮を求めること、など

妥協の限界による苦渋の選択だったことを滲ませ

そして「この表現が結論の限界である」として、

計画を残すための、姑息な提案をしている。 それは、堤防強化(遊水地併用)案に賛成しな 河川工学は、小林委員会においてもミニ放水路

ている。このことが、過大な基本高水流量の見直 置付ける」というものである。 河川整備基本方針は、国で策定することになっ

しの障害になってきた。 がらも「河川整備基本方針にミニ放水路計画を位

路計画を位置付ける」という矛盾した提案は、 の発言と、今回の「河川整備基本方針にミニ放水 は、委員会への諮問事項ではない」との河川工学 このときの「河川整備基本方針にかかわる事項 理

ぎ、委員長は両論併記をしないと明言した。 解の範囲を超えるものである。 他の委員からは、二本立てに対する反論が相次

しても避けたかった。 このため、答申を原因とする膠着状態は、どう

だい。 河川工学の妨害に合いながらも、その信念をいった、学者としての良心を貫きたかった。

合流点整備の計画立案について

る。 で関係住民の合意が得られるものを…」としてい 「最新の技術を駆使して可能な限り小規模工事

策案の検討を」としている。 し「必ずしもこれらに限定することなく最良の対合流点における対策として検討した五案を列記は意味深長に捉えなければならない。(注)「最新の技術」、「小規模工事」 との表現

「五案が最良」という記載はない。(注)小林委員会で河川工学が発言したような

断があったと思われる。(注)国内コンペでは、大手ゼネコンと旧建設良い整備計画が立案されるように」としている。

新遠浅川案のような流域外対策案

ようともせずに、強引に解釈して新遠浅(注) 開発局の説明によれば、堤防強化(遊水上げるべきものと考える」としている。 上げるべきものと考える」としている。 「(流域内対策が)万一著しい効果を果たさない

千歳川放水路計画ルート上の関係住民に対して川案を残そうとしている。

いる。 十分に配慮し誠意を持って対応すること」として 「将来設計に支障が生じたことに対して、今後

流域外対策を残したことについて

「このことが、治水対策の進展の妨げにならな (注) 山田委員会から小林委員会へ横滑りした 二人の委員は、答申の意図することを理解 この委員は、答申の意図することを理解 の方法として選択した」などと事実と違 の方法として選択した」などと事実と違 う発言を繰り返し、新遠浅川案を強引に 残そうとしている。

| 新しい治水計画はどうあるべきか

ない。あって、河川工学の技術論のみが優先してはならあって、河川工学の技術論のみが優先してはなら多角的・総合的な検討を加えて策定すべきもので済的・文化的・歴史的、その他、様々な分野から済水計画は、環境問題のみならず、社会的・経

定し、ダム必要論を構築している。きない過大な計画洪水流量(基本高水流量)を策きない過大な計画洪水流量(基本高水流量)を策

算出されている。と「カバー率一○○%の採用」によってと「カバー率一○○%の採用」によってと「カバー率一○○%の採用」によってといった。

いる。

期の洪水波や波浪による流入量の計測誤差の発生た廃ダム群が後世に甚大な損害を与える」「短周甚大な損害を与える」、「堆積土砂により機能を失っ「計画を超える洪水では調節不可能となり下流に「計画を超える洪水では調節不可能となり下流にしかし、ダムを技術的な問題から検証すると

されている。といった解決不可能な重大な欠陥が実証しめる」といった解決不可能な重大な欠陥が実証しめる」といった解決不可能な重大な欠陥が実証および錯誤や誤動作による過放流(流入量を上回

に)自治体が決めることであり、これは、河川工ものではないし「計画洪水流量を上回る洪水(にものではない」として許されるものではない。 | 「河川氾濫」を前提とした「自然と共存する治水」(一〇〇〇年十二月、河川審議会答申)は、水」(一〇〇〇年十二月、河川審議会答申)は、水」(一〇〇〇年十二月、河川審議会答申)は、水」(一〇〇〇年十二月、河川審議会答申)は、水」(一〇〇年十二月、河川審議会答申)は、水」(日本のではない。

学、国民に混乱を招いている。依然として変わらず、河川行政や河川工に変わってきているが、技術部門は旧態注)旧建設省内部の政策部門では新しい考え

学の技術論を超えた問題である。

五 河川客議会の答申を歪めている河川行政の変

ŧ

を総合治水対策特定河川事業対象河川に指定して適用が目的」として、北海道では札幌市の伏篭川中(一九七七年六月、河川審議会)申(一九七七年六月、河川審議会)

水、遊水機能を確保する流出抑制手法の開発とそ遊水機能の維持に努めるべきである」、「流域の保流出量を極力抑制し、河川流域の持つべき保水、たとえば「流域開発による洪水流出量及び土石にかし、この解釈は間違い(変質)である。

2001年12月17日

千歲川流域治水対策全体計画検討委員会 委員長 小林 好宏

> **础北海道自然保護協会** 会長 俵 浩三

千歳川流域治水対策「堤防強化(遊水地併用)案」についての意見

千歳川流域治水対策は、石狩川治水対策として石狩川全流域で対応すべきであり、 そのことは従来から千歳川放水路計画の代替案として意見を述べてきたとおりで す。

今回の「堤防強化(遊水地併用)案」に、この視点が欠けているのは残念なことで すが、千歳川流域の治水対策に限って言えば、基本的には当協会の提案に近いも のであり、大規模な地形改変を伴う「合流点対策」、自然環境を破壊する「新遠 浅川方式」よりも合意の得られ易い、遙かに優れた対策であると考えています。

「堤防強化(遊水地併用)案」に対する千歳川流域の各自治体や各期成会などの反 対は、「新遠浅川方式」が選択肢として残っているためで、これについては前検 討委員会の報告書においても、治水対策の検討の障害になることを懸念して、知 事に格段の配慮を求めています。

「堤防強化(遊水地併用)案」の優れた点は、以下のとおりです。

- 1. 計画水位を高くすることによって千歳川の流下量を増大させ、それによって 遊水地の規模や内水氾濫を軽減させることができる
- 2. 流域外の人たちに被害(犠牲)を転嫁させない
- 3. 自然環境への影響が、「合流点対策」「新遠浅川方式」よりも格段に少ない なお「合流点対策」「新遠浅川方式」では、計画を上回る洪水により千歳川の 水位が計画を上回った場合、破堤する危険性が高くなるという欠陥があります。 今回の意見募集において、募集期間が短期間であったこと、公開された検討資料 では、特に三案比較表の中のデータについて、その根拠が不十分であること、な ど改善すべき点があることを指摘しておきます。

「堤防強化(遊水地併用)案」を進めるにあたって留意すべき点は、別紙のとおり 考えられるので、補足意見とします。

記

別紙 「堤防強化(遊水地併用)案」に対する補足意見 №四〇七、萩原兼脩)。 量に分けて分担させる、 河道分担流量」 は河道処理流量と河川 というものである(河川 域貯留流

(注)ダム建設を主体とする現在の治水対策で ている。 流量」が全くと言っていいほど抜け落ち は、「流域分担流量」や「保水地域処理

の設定、

水防・避難対策の重要性についても触れ

水害に安全な土地利用方式、建築方式

対象にするよう改めるものに他ならない。 が計画対象だった従来の治水計画を、

治水上の効果の検討」

などの記述は、

河道のみ

流域全体を

(一九八七年三月、河川審議会) 計画の規模を上回る洪水への対策が無ければ、 過洪水対策及びその推進方策についての答申

さらに「流域分担流量」を保水地域処理流量・遊 を「流域分担流量」と「河道分担流量」とに分け、

こうした治水計画の進捗概念は、計画洪水流量

水地域流量・低地地域流量に分けて分担させる、

甚大な被害により地域の壊滅を招く恐れが生ずる。 ダムによる治水が、その典型である。

設定、旧堤などの二線堤・輪中堤の保全、 救助対策の強化、などを提案している。 既存住宅の土台嵩上げ、土地利用及び建築方式の しない堤防(高規格堤防)、高床式住宅の建設、 河川審議会では、超過洪水対策について、

計画を上回る洪水での氾濫を想定した治水対策 (超過洪水対策)の必要性を強調したものである。 これらは、従来の河道中心の治水計画を反省し、 さらに次のように述べている。

らす貴重な空間として強く期待されている」 間が都市の生活環境にうるおいとやすらぎをもた この答申も、総合的治水対策と同様に、全く生 「河川の持つ文化的価値が再認識され、水辺空

かされていない。

月、旧通産省通達) 多自然型川づくりの実施要領(一九九〇年十一

進める」ための通達である。 る、自然豊かで美しい風景を生み出す川づくりを 術者の才覚で、多自然型川づくりの理念に合致す 具体的な技術指針はないが 「それぞれの河川技

九五年三月、河川審議会) 今後の河川環境のあり方についての答申(一 九

携と協調、様々な学識経験者の協力などの重要性 が提案されている。 住民・地方公共団体・関連する他行政などとの連 自然型川づくり、合理的な合意の形成などの重視、 ここでは、生態系・親水性・河川景観などの多

いての中間答申(二〇〇〇年十二月、 流域での対応を含む効果的な治水の在り方につ 河川氾濫」を前提とした「自然と共存する治 河川審議会

別紙

こうした河川行政の変質には、

河川

行政の変質の原因

「堤防強化(遊水地併用)案」に対する補足意見

1. 堤防の強化範囲について

堤防の強化は本流のみとし、排水路や支流については締切水門を設置すること。 ただし支流については、堤防の強化と締切水門の設置との比較検討が必要であ

2. 堤防強化の方法について

外水面での大規模な土木工事や薬剤による基礎処理は、濁水の流下による河川 環境への悪影響や、堤防の弱体化の危険性があるため、極力避けること。 内水面においては、基礎処理に間伐材を利用、丸太くい打ち・筏工法による堤 防の沈下・すべりについて、その効果を検証し、そのデータを公開すること。 近辺で採取できる粘土を利用して、堤防の漏水を防止すること。

軟弱な地盤には柳、連結ブロックによる護岸が有効である。 外水面の護岸には、柳を利用すること。

浚渫などで内水面が裸地・草地になっている箇所へは、早急に柳を植栽するこ ٤٥

水衝部の低水路の護岸については、連結ブロック工法を検討すること。 死水域を設けて葦などを植栽し、河川環境の保全・復元を計ること。

3. 遊水地について

内水と外水を明確に区別するのは困難である。

たとえば、南幌町・長沼町の水は、千歳川の水位が6mを越えると千歳川の水 が逆流してくるが、この時点で締切水門を閉めて排水ポンプで排水することに なる。

これは内水を排水しているのだが、外水の計算の中に含まれている。 したがって、外水のほか内水を遊水地に入れることは当然であり問題ない。 遊水地の方式について、越流堤か、水門かは検討の余地があるほか、種々の方 式が考えられるので、地元住民の選択を尊重されたい。

4.締切水門の設置について

石狩川合流点付近への締切水門の設置は、堰柱や敷居の影響により千歳川の流 下能力を減少させる。

堤防の強化・一部嵩上げ工事でのデータによっては、締切水門が不要となる。

5. 樹林帯(水害防備林)の設置について

堤防からの越流による破堤防止のため、堤防の内水側に樹林帯(水害防備林)を 設置すること。

交通省全体にも問題があると考えてよい。 必要性は変わっていない」と強弁している。 無理なく自然かつ必然的に至った結論」である。 小流域への適用が目的」と説明し「治水ダム これに対して旧建設省の幹部は、 旧 建設省 この答申を 国土 の 取るように増税し もので、 癒着に満ち満ちており、 に浪費・私物化し、 (医療費、

税金を含む)、高額所得者へは恐ろしいほどの減 い生活が欲しい天下り官僚、 している最中、高齢者の低所得層から薄衣を剥ぎ 「利き料が欲しい政治家、 貧困を理由とする自殺者が激増(三万人/年) インテリヤクザの世界より恐ろしい。 国民の福祉を犠牲にしている 国民の税金を湯水のよう これらは腐敗・堕落 介護保険など第二の

大規模公共事業が欲しい大手ゼネコン、 研究費が欲しい学者 お

水」と言い換えた方が分かり易い。

こうした方針は「河川審議会答申の流れの中で、

税を行っている。

法制度で逮捕するのは困難ではあるが… これらは、犯罪そのものと言ってよい 日本の実態は、 ジニー係数で比較すると、

(現行

め

国で最も貧富の差の激しい米国を、

さらに上回

先進

によって政治と政治家を変えなければならないが…。 ていると言う。 こうした状況を改善するためには、 国民の意 思

考 文 献

参

八年 洪水と治水の河川史・大熊孝

(平凡社、

九八

※追

て、ミニ放水路計画(新遠浅川案)は提言書か 第二〇回小林委員会 (二月二十三日) 記 に お

ら完全に削除された。

43